

令和5年9月1日提出

今治市議会定例会（第4回）議案

今治市議会定例会（第4回）議案目次

番 号	件 名	ページ
議案67	令和5年度 今治市一般会計補正予算（第3号）	別 冊
議案68	今治市公民館条例等の一部を改正する条例制定について	1
議案69	今治市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	9
議案70	しまなみ総合庁舎建設工事の内建築工事請負契約の締結について	21
議案71	伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事請負契約の締結	23
	について	
議案72	内港大通線（万橋）改修工事請負契約の締結について	25
議案73	財産の処分について（伯方支所跡地）	27
議案74	今治市辺地総合整備計画の変更について	33
議案75	令和4年度 今治市水道事業決算の認定について	39
議案76	令和4年度 今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	41
議案77	令和4年度 今治市簡易水道事業決算の認定について	43
議案78	令和4年度 今治市工業用水道事業決算の認定について	45
議案79	令和4年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい	47
	て	
議案80	令和4年度 今治市公共下水道事業決算の認定について	49
報告9	専決処分について	51
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	53

	・ 損害賠償額の決定及び和解について	55
	・ 今治市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について	57
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	61
	・ 損害賠償額の決定及び和解について	63
	・ 今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	65
	・ 今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例制定について	85
報告10	公営企業資金不足比率について	89

今治市公民館条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

伯方支所跡地活用事業の実施に伴い、今治市伯方公民館、今治市営伯方木浦体育館及び今治市営伯方木浦グラウンドを廃止しようとするもの。

今治市公民館条例等の一部を改正する条例

(今治市公民館条例の一部改正)

第1条 今治市公民館条例(平成17年今治市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、伯方公民館」を削る。

別表第1 今治市伯方公民館の項を削る。

別表第2 中第8項の表を削り、第9項の表を第8項の表とする。

(今治市営体育館条例の一部改正)

第2条 今治市営体育館条例(平成17年今治市条例第112号)の一部を次のように改正する。

別表第1 今治市営伯方木浦体育館の項を削る。

別表第3 伯方木浦体育館の項を削る。

(今治市営スポーツランド条例の一部改正)

第3条 今治市営スポーツランド条例(平成17年今治市条例第113号)の一部を次のように改正する。

別表第1 今治市営伯方木浦グラウンドの項を削る。

別表第2 中「今治市営伯方木浦グラウンド」を削る。

別表第6 中「伯方木浦グラウンド、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに発生した伯方公民館に係る使用料については、改正前の今治市公民館条例の規定は、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の日の前日までに発生した伯方木浦体育館に係る使用料については、改正前の今治市営体育館条例の規定は、なおその効力を有する。

4 この条例の施行の日の前日までに発生した伯方木浦グラウンドに係る使用料については、改正前の今治市営スポーツランド条例の規定は、なおその効力を有する。

(今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

5 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年今治市条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表今治市体育施設指定管理者選定審議会の項中「、今治市営伯方木浦体育館」及び「、今治市営伯方木浦グラウンド」を削る。

「参 考」

第1条による今治市公民館条例改正条項新旧対照表

新

(使用料の納付)

第7条 使用者は、中央公民館、朝倉公民館、玉川公民館、波方公民館、大西公民館、菊間公民館、宮窪公民館_____又は大三島公民館を使用するときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 略

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
略	
今治市宮窪公民館	今治市宮窪町宮窪2669番地
_____	_____
今治市大三島公民館	今治市大三島町宮浦5708番地

別表第2 (第7条関係)

1～7 略

8 大三島公民館使用料

表 略

備考 略

旧

(使用料の納付)

第7条 使用者は、中央公民館、朝倉公民館、玉川公民館、波方公民館、大西公民館、菊間公民館、宮窪公民館、伯方公民館又は大三島公民館を使用するときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 略

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
略	
今治市宮窪公民館	今治市宮窪町宮窪2669番地
今治市伯方公民館	今治市伯方町木浦甲1234番地
今治市大三島公民館	今治市大三島町宮浦5708番地

別表第2 (第7条関係)

1~7 略

8 伯方公民館使用料

区分	使用時間帯			使用時間帯			超過料金 (1時間につき)
	8:30~ 12:30	12:30~ 17:30	17:30~ 21:30	8:30~ 17:30	12:30~ 21:30	8:30~ 21:30	
大ホール	円 1,100	円 1,100	円 2,200	円 2,200	円 3,300	円 4,400	円 600
第1研修室	600	600	1,100	1,100	1,600	2,200	300
第2研修室	600	600	1,100	1,100	1,600	2,200	300
和室	600	600	1,100	1,100	1,600	2,200	300
摘要 ガス使用の場合は、2時間につき600円を加算する。							

9 大三島公民館使用料

表 略

備考 略

「参 考」

第2条による今治市営体育館条例改正条項新旧対照表

新					旧				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
名称		位置			名称		位置		
略					略				
今治市営菊間コミュニティホール		今治市菊間町浜812番地			今治市営菊間コミュニティホール		今治市菊間町浜812番地		
—		—			今治市営伯方木浦体育館		今治市伯方町木浦乙331番地2		
今治市営伯方武道場		今治市伯方町木浦甲3599番地6			今治市営伯方武道場		今治市伯方町木浦甲3599番地6		
略					略				
別表第3（第9条、第17条の4関係）					別表第3（第9条、第17条の4関係）				
施設名称	施設区分	使用時間	施設使用料	照明施設使用料	施設名称	施設区分	使用時間	施設使用料	照明施設使用料
略					略				
菊間コミュニティホール		1時間までごとに	100円	200円	菊間コミュニティホール		1時間までごとに	100円	200円
—		—	—	—	伯方木浦体育館		1時間までごとに	100円	200円
伯方武道場		1時間までごとに	310円		伯方武道場		1時間までごとに	310円	
略					略				
備考 略					備考 略				

「参 考」

第3条による今治市営スポーツランド条例改正条項新旧対照表

新				旧			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
名称		位置		名称		位置	
略				略			
今治市営伯方S・Cパーク		今治市伯方町叶浦甲 1668番地32		今治市営伯方S・Cパーク		今治市伯方町叶浦甲 1668番地32	
				今治市営伯方木浦グラ ンド		今治市伯方町木浦甲 1157番地2	
今治市営伯方北浦グラ ンド		今治市伯方町北浦甲 2313番地		今治市営伯方北浦グラ ンド		今治市伯方町北浦甲 2313番地	
略				略			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
名称		施設		名称		施設	
略				略			
		グラウンド		今治市営伯方木浦グラ ンド		グラウンド	
今治市営伯方北浦グラ ンド				今治市営伯方北浦グラ ンド			
今治市営伯方伊方グラ ンド				今治市営伯方伊方グラ ンド			
略				略			
別表第6（第9条、第18条の4関係）				別表第6（第9条、第18条の4関係）			
施設名	施設区分	使用時間	使用料	施設名	施設区分	使用時間	使用料
略				略			
	グラウンド	1時間ま でごとに	130円	伯方木浦 グラ ン	グラウンド	1時間ま でごとに	130円
伯方 北浦グラ	夜間照明施 設	1時間ま でごとに	360円	ド、伯方 北浦グラ	夜間照明施 設	1時間ま でごとに	360円

ンド、伯 方伊方グ ランド				ンド、伯 方伊方グ ランド			
略				略			
備考 略				備考 略			

今治市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永 繁 樹

「理 由」

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市火災予防条例の一部を改正する条例

今治市火災予防条例（平成17年今治市条例第268号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3中

「

気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注
			据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注
	不 燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付	14kW以下	80	0	—	0

		こんろ・グリドル付こんろ					
		据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0

を
「

気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	組込型こんろ・グリル付こ ろ・グリドル付こんろ、キャ ビネット型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注
			据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注
	不 燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こ ろ・グリドル付こんろ、キャ ビネット型こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—
固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃 料とする もの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
		木炭を燃 料とする もの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の今治市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃

料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

今治市火災予防条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(3)の2 _____ _____建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3 ～ (10) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>その筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあっては</u>、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3 ～ (10) 略</p> <p>2～3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) <u>雨水等</u> _____の浸入防止の措置を講ずること。</p>

(5) ~ (18) 略

2 略

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 略

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(5) ~ (18) 略

2 略

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 略

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) ～ (12) 略

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14) ～ (15) 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) ～ (12) 略

(13) 蓄電池設備 _____

(14) ～ (15) 略

新

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類		離隔距離 (cm)					備考			
		入力	上方	側方	前方	後方				
略										
厨房設備	気体燃料以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
			据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注		
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—		0
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—		0
	固体燃料以外	不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50		50
			木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—		30
	分類されないもの	上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300		200
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200		100
使用温度が300℃未満のもの			—	100	50	100	50			
略										

備考 略

別表第3 (第3条、第18条関係)

種類				離隔距離 (cm)					備考
				入力	上方	側方	前方	後方	
略									
厨房設備	気体燃料以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
			据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15 注		
	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	二	0	
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	二	0	
	—	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	
上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの		—	250	200	300	200		
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの		—	150	100	200	100		
	使用温度が300℃未満のもの		—	100	50	100	50		
略									

備考 略

しまなみ総合庁舎建設工事の内建築工事請負契約の締結について

しまなみ総合庁舎建設工事の内建築工事施行のため、次の請負契約を締結する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永 繁 樹

記

- 1 契約の目的 しまなみ総合庁舎建設工事の内建築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額、契約の相手方及び工期

区 分	契約金額	契約の相手方	工 期
しまなみ総合庁舎 建設工事の内建築 工事	円 386,100,000	今治市阿方甲221番地1 越智昇鉄工株式会社 代表取締役 越智 昇二	契約発効の日から 令和6年11月1日 まで

- 4 仮契約締結年月日 令和5年8月10日

「参 考」

1 工事概要

本体工事（庁舎建設工事） 一式
昇降機設備工事 一式
外構工事 一式
既存公衆トイレ解体工事 一式

2 入札結果

業 者 名	入 札 金 額
越智昇鉄工株式会社	386,100,000 円
株式会社タニグチ	387,750,000
四国通建株式会社	388,080,000

区 分	金 額
予定価格	388,091,000 円
調査基準価格	361,502,422

※上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事請負契約の締結について

伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事施行のため、次の請負契約を締結する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 契約の目的 伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事
- 2 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 3 契約金額、契約の相手方及び工期

区 分	契約金額	契約の相手方	工 期
伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事	円 1,218,800,000	今治市延喜甲303番地8 伯方島市有地有効活用 コンソーシアム 代表企業 今治市延喜甲303番地8 株式会社タニグチ 代表取締役 谷口 明	令和5年10月1 日から令和8年 3月19日まで

- 4 仮契約締結年月日 令和5年8月4日

「参 考」

1 工事概要

既存施設の解体業務	一式
新公民館及び新体育館の設計業務	一式
新公民館及び新体育館の建設業務	一式
その他、付随する業務	一式

2 評価結果（プロポーザル）

	<p style="text-align: center;">伯方島まちづくりグループ</p> <p>代表企業 伯方島まちづくり株式会社</p> <p>構成企業 株式会社タニグチ</p> <p>構成企業 SHPデザインスタジオ</p> <p>構成企業 有限会社ケイ構造建築設計</p>
提案内容評価点	62.86点/80.00点
提案価格評価点	20.00点/20.00点
合計（評価点）	82.86点/100.00点
提案金額	1,218,800,000円

区 分	金 額
提案上限価格	1,219,200,000 円

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

3 随意契約（プロポーザル）参加業者

業 者 名	備 考
伯方島まちづくりグループ 代表企業 伯方島まちづくり株式会社	採 用

4 コンソーシアム構成企業

代表企業	株式会社タニグチ
構成企業	SHPデザインスタジオ
構成企業	有限会社ケイ構造建築設計

内港大通線（万橋）改修工事請負契約の締結について

内港大通線（万橋）改修工事施行のため、次の請負契約を締結する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 契約の目的 内港大通線（万橋）改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額、契約の相手方及び工期

区 分	契約金額	契約の相手方	工 期
内港大通線（万橋）改修工事	円 232,694,176	今治市石井町二丁目3番1号 株式会社夢創 代表取締役 大久保 治彦	契約発効の日から 令和6年3月25日 まで

- 4 仮契約締結年月日 令和5年7月12日

「参 考」

1 工事概要

土工	一式
構造物撤去工	一式
基礎工	一式
舗装工	一式
函渠工	一式
区画線工	一式
仮設工	一式

2 入札結果

業 者 名	入 札 金 額
株式会社夢創	232,694,176 円
いづも株式会社	232,738,000
曾我部建設株式会社	242,000,000
桜井工業株式会社	245,300,000
株式会社日淺	253,000,000
株式会社渡辺建設	253,176,000

区 分	金 額
予定価格	255,739,000 円
調査基準価格	232,658,817

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

財産の処分について（伯方支所跡地）

次のとおり土地を売却する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

1 土地の所在、地目及び面積

土地の所在	地目	面積 (㎡)
今治市伯方町木浦字池田甲1157番2	学校用地	2,778.91
今治市伯方町木浦字池田甲1212番1	水道用地	60.53
今治市伯方町木浦字池田甲1212番2	雑種地	49.87
今治市伯方町木浦字池田甲1212番4	水道用地	32.15
今治市伯方町木浦字池田甲1213番1	学校用地	3,138.37
今治市伯方町木浦字羽田甲1235番2	宅地	330.16
今治市伯方町木浦字池田乙331番2	学校用地	1,112.23
今治市伯方町木浦字羽田乙335番3	宅地	379.32
計		7,881.54

2 売却の目的 伯方支所跡地活用事業用地

3 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）

4 売却の相手方及び価格

今治市伯方町木浦甲829番地の内第1

伯方島まちづくり株式会社

代表取締役 阿部克也

232,505,430円

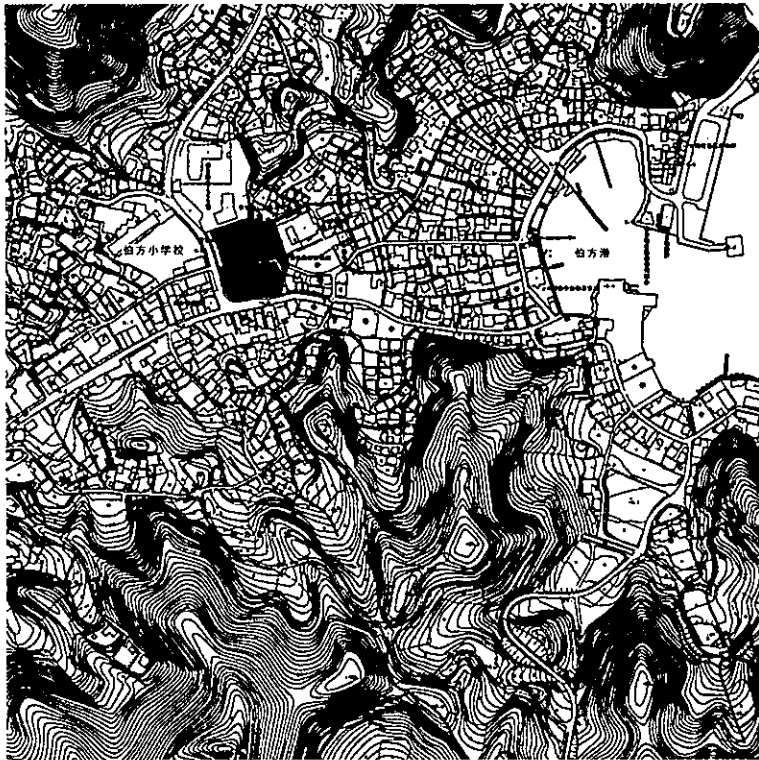
「参 考」

1 位置図



縮尺 1 : 1 0 0 0 0

凡例  処分箇所



2 評価結果（プロポーザル）

	<p style="text-align: center;">伯方島まちづくりグループ</p> <p>代表企業 伯方島まちづくり株式会社</p> <p>構成企業 株式会社タニグチ</p> <p>構成企業 SHP デザインスタジオ</p> <p>構成企業 有限会社ケイ構造建築設計</p>
提案内容評価点	62.86点/80.00点
提案価格評価点	20.00点/20.00点
合計（評価点）	82.86点/100.00点

活用用地購入提案内容		
購入面積	7,981.07	m ²
提案単価	25,000	円/m ²
提案価格	199,526,750	円

※ 今治市が行う不動産鑑定評価による単価と上記の提案単価のいずれか高い方の単価に活用用地の実測面積を乗じた価格となる。

3 随意契約（プロポーザル）参加業者

業者名	備考
<p style="text-align: center;">伯方島まちづくりグループ</p> <p>代表企業 伯方島まちづくり株式会社</p>	採用

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

今治市辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項の規定により、今治市辺地総合整備計画を変更することについて議会の議決を求める。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

「参 照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の
特別措置等に関する法律（抜すい）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

今治市辺地総合整備計画

(令和2年度～6年度)

第1次変更 (令和3年6月)

第2次変更 (令和4年3月)

第3次変更 (令和4年6月)

第4次変更 (令和4年7月)

第5次変更 (令和5年6月)

第6次変更 (令和5年9月)

愛媛県今治市

総合整備計画書

愛媛県今治市 浦戸辺地
 (辺地の人口 127人 面積 1.3km)
 (参考 辺地の世帯数 85世帯)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 大三島町浦戸
- (2) 地域の中心の位置 今治市大三島町浦戸2番地7
- (3) 辺地度点数 136点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

浦戸地域は愛媛県の最北、「神の島」として知られる、瀬戸内しまなみ海道沿線の大三島に所在している。主な産業は、農業・漁業の第一次産業、観光業である。漁業地勢は、愛媛県の最北に位置していることから、広島県との県境である燧灘を漁場とし、主に一本釣・刺し網漁業を中心にマダイ・カレイ・メバル等が水揚げされている。また、今治地区の中でも養殖業が多く、カキ養殖・ヒラメ養殖が盛んである。

昭和59年に設置された漁船用補給施設は、漁船等に燃料を補給するための施設であるが、耐用年数を超過しており、今後故障した場合、漁船等への燃料補給ができなくなり、漁労活動へ大きな支障となることが危惧されている。そこで、漁労活動に必要不可欠である本施設の改修を行うことで、漁労活動の効率化及び安全性が図られ、地域経済の活性化及び地域住民の生活環境向上が期待される。

平成11年度に設置された共同集出荷施設は、漁価の安定や出荷調整を目的とし、漁獲された水産物を出荷までの期間畜養しておくための施設であるが、施設内陸上畜養水槽用冷凍機が故障し、水温調整機能に支障が生じている。本施設は漁業経営の安定化を図るために必要不可欠であり、早急な整備復旧が必要である。そこで、本施設の改修を行うことで、漁価の安定及び安定した出荷調整が可能となり、漁業経営の安定化が図られ、地域経済の活性化が期待される。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和6年度までの2年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
漁船用補給施設	愛媛県漁協 大三島支所		1,452	792	660	600
共同集出荷施設	愛媛県漁協 大三島支所		1,076	588	488	400
合計			2,528	1,380	1,148	1,000

今治市辺地総合整備計画（変更）概要

辺地名	変更後	変更前																																																				
浦戸辺地	<p style="text-align: center;">総合整備計画書</p> <p style="text-align: center;">愛媛県今治市 浦戸辺地 G辺地の人口 127人 面積1.3km² (参考 辺地の世帯数 85世帯)</p> <p>1 略</p> <p>2 公共施設の整備を必要とする事情 浦戸辺地は愛媛県の最北「神の島」として知られる。浦戸内しまなみ海道沿線の大三島に所在している。主な産業は、農業・漁業の第一次産業、観光業である。漁業地勢は、愛媛県の最北に位置していることから、広島県との県境である隠岐を漁場とし、主一本釣・刺し網漁業を中心にマダイ・カレイ・メバル等が水揚げされている。また、今治地区の中でも養殖業が多く、カキ養殖・ヒラメ養殖が盛んである。 昭和59年に設置された漁船用補給施設は、漁船等に燃料を補給するための施設であるが、耐用年数を超えており、今後故障した場合、漁船等への燃料補給ができなくなり、漁労活動へ大きな支障となることが危惧されている。そこで、漁労活動に必要不可欠である本施設の改修を行うことで、漁労活動の効率化及び安全性が図られ、地域経済の活性化及び地域住民の生活環境向上が期待される。 平成11年度に設置された共同集出荷施設は、漁師の安定や出荷調整を目的とし、漁獲された水産物を出荷までの期間蓄養しておくための施設であるが、施設内陸上着流水槽用冷却機が故障し、水温調整機能に支障が生じている。本施設は漁業経営の安定化を図るために必要不可欠であり、早急な整備復旧が必要である。そこで、本施設の改修を行うことで、漁師の安定及び安定した出荷調整が可能となり、漁業経営の安定化が図られ、地域経済の活性化が期待される。</p> <p>3 公共施設の整備計画 令和5年度から令和6年度までの2年間 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="215 1086 821 1355"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 施設名</th> <th rowspan="2">事業主 事業主体名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内容</th> <th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁船用補給施設</td> <td>愛媛県漁協大三島支所</td> <td>1,452</td> <td>792</td> <td>660</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>共同集出荷施設</td> <td>愛媛県漁協大三島支所</td> <td>1,076</td> <td>588</td> <td>488</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>2,528</td> <td>1,380</td> <td>1,148</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分 施設名	事業主 事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	特定財源	一般財源	漁船用補給施設	愛媛県漁協大三島支所	1,452	792	660	600	共同集出荷施設	愛媛県漁協大三島支所	1,076	588	488	400	合計		2,528	1,380	1,148	1,000	<p style="text-align: center;">総合整備計画書</p> <p style="text-align: center;">愛媛県今治市 浦戸辺地 G辺地の人口 127人 面積1.3km² (参考 辺地の世帯数 85世帯)</p> <p>1 略</p> <p>2 公共施設の整備を必要とする事情 浦戸辺地は愛媛県の最北「神の島」として知られる。浦戸内しまなみ海道沿線の大三島に所在している。主な産業は、農業・漁業の第一次産業、観光業である。漁業地勢は、愛媛県の最北に位置していることから、広島県との県境である隠岐を漁場とし、主一本釣・刺し網漁業を中心にマダイ・カレイ・メバル等が水揚げされている。また、今治地区の中でも養殖業が多く、カキ養殖・ヒラメ養殖が盛んである。 昭和59年に設置された漁船用補給施設は、漁船等に燃料を補給するための施設であるが、耐用年数を超えており、今後故障した場合、漁船等への燃料補給ができなくなり、漁労活動へ大きな支障となることが危惧されている。そこで、漁労活動に必要不可欠である本施設の改修を行うことで、漁労活動の効率化及び安全性が図られ、地域経済の活性化及び地域住民の生活環境向上が期待される。</p> <p>3 公共施設の整備計画 令和5年度から令和6年度までの2年間 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="853 1086 1460 1355"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 施設名</th> <th rowspan="2">事業主 事業主体名</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th colspan="2">財源内容</th> <th rowspan="2">一般財源のうち辺地対策事業債の予定額</th> </tr> <tr> <th>特定財源</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁船用補給施設</td> <td>愛媛県漁協大三島支所</td> <td>1,452</td> <td>792</td> <td>660</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>1,452</td> <td>792</td> <td>660</td> <td>600</td> </tr> </tbody> </table>	区分 施設名	事業主 事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額	特定財源	一般財源	漁船用補給施設	愛媛県漁協大三島支所	1,452	792	660	600							合計		1,452	792	660	600
区分 施設名	事業主 事業主体名				事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額																																														
		特定財源	一般財源																																																			
漁船用補給施設	愛媛県漁協大三島支所	1,452	792	660	600																																																	
共同集出荷施設	愛媛県漁協大三島支所	1,076	588	488	400																																																	
合計		2,528	1,380	1,148	1,000																																																	
区分 施設名	事業主 事業主体名	事業費	財源内容		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額																																																	
			特定財源	一般財源																																																		
漁船用補給施設	愛媛県漁協大三島支所	1,452	792	660	600																																																	
合計		1,452	792	660	600																																																	

令和4年度 今治市水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度 今治市水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

提出書類

- 1 令和4年度 今治市水道事業決算書
水道事業報告書
キャッシュ・フロー計算書
収益費用明細書
固定資産明細書
企業債明細書

- 2 令和4年度 今治市公営企業決算審査意見書

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和4年度 今治市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度 今治市水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

(単位 円)

	未処分利益剰余金
当該年度末残高	550,542,270
議会の議決による処分類	△550,542,270
減債積立金への積立	0
建設改良積立金への積立	△58,911,726
自己資本金への組入	△491,630,544
処分後残高	(繰越利益剰余金) 0

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

令和4年度 今治市簡易水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度 今治市簡易水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

提出書類

- 1 令和4年度 今治市簡易水道事業決算書
簡易水道事業報告書
キャッシュ・フロー計算書
収益費用明細書
固定資産明細書
企業債明細書

- 2 令和4年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和4年度 今治市工業用水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度 今治市工業用水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

提出書類

- 1 令和4年度 今治市工業用水道事業決算書
工業用水道事業報告書
キャッシュ・フロー計算書
収益費用明細書
固定資産明細書
企業債明細書

- 2 令和4年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例日（同条第6項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

令和4年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和4年度 今治市工業用水道事業会計未処分利益を次のとおり処分する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

（単位 円）

	未処分利益剰余金
当該年度末残高	234,236,963
議会の議決による処分額	△172,304,271
建設改良積立金への積立	△172,304,271
処分後残高	(繰越利益剰余金) 61,932,692

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（剰余金の処分等）

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（特定目的の積立金）

第24条 法第32条第2項の規定により利益の処分として特定の目的のため利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

令和4年度 今治市公共下水道事業決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度 今治市公共下水道事業決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

提出書類

- 1 令和4年度 今治市公共下水道事業決算書
 - 公共下水道事業報告書
 - キャッシュ・フロー計算書
 - 収益費用明細書
 - 固定資産明細書
 - 企業債明細書

- 2 令和4年度 今治市公営企業決算審査意見書

「参 照」

地方公営企業法（抜すい）

（決算）

第30条

- 4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会（同条第6項に規定する定例会をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。
- 6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

地方公営企業法施行令（抜すい）

（決算に併せて提出すべき書類）

- 第23条 法第30条第1項の規定により管理者が決算に併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない書類及び同条第6項の規定により地方公共団体の長が決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類は、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書とする。

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 今治市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 損害賠償額の決定及び和解について
- ・ 今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- ・ 今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月14日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和5年4月15日午後9時42分頃、本市消防本部職員が運転する消防救急艇「しまかぜ」が、救急要請を受け、同艇の基地港である枝越港を関前岡村港に向け出動したところ、枝越港から沖合約600メートルの海上に係留している相手方所有の生けすに乗り上げ、同生けすを破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 3,300,000円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月18日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和5年6月4日午後2時頃、市道伊予熊覆線（今治市蒼社町二丁目33番3地先）において、相手方所有の乗用自動車が行中、同市道の陥没箇所にて左側後輪を落とし、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 40,920円

今治市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年7月25日

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

今治市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

今治市子ども・子育て会議条例（平成25年今治市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1号中「第77条第1項」を「第72条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市子ども・子育て会議条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、今治市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子育て会議は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 法第72条第1項各号に掲げる事項</p> <p>(2) ～ (3) 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、今治市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子育て会議は、次に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 法第77条第1項各号に掲げる事項</p> <p>(2) ～ (3) 略</p>

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月27日

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 和解の相手方 省略
- 2 事故の概要 令和4年10月2日午後3時30分頃、岡村港に向け航行していたフェリー「第二せきぜん」が、潮流の変化に伴い船体が大きく傾いた際、同船の甲板に駐車していた相手方所有の自動二輪車が同船の左舷側の手すりに接触し、同車両が破損した。
- 3 損害賠償額 支払額 497,745円

損害賠償額の決定及び和解について

標記について地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月7日

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- 1 和解の相手方 省略

- 2 事故の概要 令和5年4月19日午後1時37分頃、本市生活支援課職員が運転する市有乗用自動車（市道今治駅天保山線（今治市東門町二丁目2番2地先）を直進していたところ、右側から同市道に進入してきた相手方所有の乗用自動車と衝突し、市有車両の右後部と相手方車両の右前部が破損した。

- 3 損害賠償額 支払額 9,300円
受取額 131,639円

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年8月7日

今治市長 徳永繁樹

「理由」

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年今治市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」を「第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分」を「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号に掲げる」を「同号に掲げる」に、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「法第19条第1項第2号」を「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」を「第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「同号に

掲げる小学校就学前子どもに該当する」に、「法第19条第1項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に改め、同条第2項中「第19条第1号第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第48条中「利用定員の定員を」を「利用定員を」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に掲げる」を「第19条第1号に掲げる」に、「法第19条第1項第1号又は第3号」を「同条第1号又は第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。）」の次に「と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」を加える。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(利用定員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する</p>	<p>(利用定員)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子</p>

_____教育・保育給付認定子どもの
総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲
げる小学校就学前子どもの区分

_____に係る利用定員の総数を超える場
合においては、抽選、申込みを受けた順序に
より決定する方法、当該特定教育・保育施設
の設置者の教育・保育に関する理念、基本方
針等に基づく選考その他公正な方法（第4項
において「選考方法」という。）により選考
しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保
育所に限る。以下この項において同じ。）は、
利用の申込みに係る法第19条第2号

又は第3号に掲げる小学校就学前子ども
の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用し
ているこれらの号に掲げる小学校就学前子
どもに該当する教育・保育給付認定子ども
の総数が、当該特定教育・保育施設のこれら
の号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係
る利用定員の総数を超える場合においては、
法第20条第4項の規定による認定に基づき、
保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案
し、保育を受ける必要性が高いと認められる
教育・保育給付認定子どもが優先的に利用で
きるよう、選考するものとする。

4～5 略

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保
育所に限る。以下この項において同じ。）は、
法第19条第2号 _____ 又は第3号に掲げる

どもに該当する教育・保育給付認定子ども
の総数が、当該特定教育・保育施設の法第19
条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど
もの区分に係る利用定員の総数を超える場
合においては、抽選、申込みを受けた順序に
より決定する方法、当該特定教育・保育施設
の設置者の教育・保育に関する理念、基本方
針等に基づく選考その他公正な方法（第4項
において「選考方法」という。）により選考
しなければならない。

_____に係る利用定員の総数を超える場
合においては、抽選、申込みを受けた順序に
より決定する方法、当該特定教育・保育施設
の設置者の教育・保育に関する理念、基本方
針等に基づく選考その他公正な方法（第4項
において「選考方法」という。）により選考
しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保
育所に限る。以下この項において同じ。）は、
利用の申込みに係る法第19条第1項第2号

又は第3号に掲げる小学校就学前子ども
の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用し
ているこれらの号に掲げる小学校就学前子
どもに該当する教育・保育給付認定子ども
の総数が、当該特定教育・保育施設のこれら
の号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係
る利用定員の総数を超える場合においては、
法第20条第4項の規定による認定に基づき、
保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案
し、保育を受ける必要性が高いと認められる
教育・保育給付認定子どもが優先的に利用で
きるよう、選考するものとする。

4～5 略

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 略

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保
育所に限る。以下この項において同じ。）は、
法第19条第1項第2号 _____ 又は第3号に掲げる

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 略

2～3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

（1）～（2） 略

（3） 食事の提供（次に掲げるものを除く。）
に要する費用

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

（利用者負担額等の受領）

第13条 略

2～3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

（1）～（2） 略

（3） 食事の提供（次に掲げるものを除く。）
に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

育・保育給付認定子ども 負担額算定
基準子ども又は小学校第3学年修了
前子ども（そのうち最年長者及び2番
目の年長者である者を除く。）である
者

(イ) 法第19条第2号 _____ に掲げる
小学校就学前子どもに該当する教
育・保育給付認定子ども 負担額算定
基準子ども（そのうち最年長者及び2
番目の年長者である者を除く。）であ
る者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する
食事の提供

(4) ～ (5) 略

5～6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲
げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号
に定めるものに基づき、小学校就学前子ども
の心身の状況等に応じて、特定教育・保育の
提供を適切に行わなければならない。

(1) ～ (2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法
(昭和22年法律第26号) 第25条第1項の規
定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園
の教育課程その他の教育内容に関する事
項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運
営に関する基準(昭和23年厚生省令第63
号) 第35条の規定に基づき保育所における
保育の内容について内閣総理大臣が定め

育・保育給付認定子ども 負担額算定
基準子ども又は小学校第3学年修了
前子ども（そのうち最年長者及び2番
目の年長者である者を除く。）である
者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる
小学校就学前子どもに該当する教
育・保育給付認定子ども 負担額算定
基準子ども（そのうち最年長者及び2
番目の年長者である者を除く。）であ
る者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する
食事の提供

(4) ～ (5) 略

5～6 略

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲
げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号
に定めるものに基づき、小学校就学前子ども
の心身の状況等に応じて、特定教育・保育の
提供を適切に行わなければならない。

(1) ～ (2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法
(昭和22年法律第26号) 第25条 _____ の規
定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園
の教育課程その他の教育内容に関する事
項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運
営に関する基準(昭和23年厚生省令第63
号) 第35条の規定に基づき保育所における
保育の内容について厚生労働大臣が定め

る指針

2 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) 略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第

る指針

2 略

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号_____に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) 略

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第

3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる _____ 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる _____ 小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける

3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第1項第1号に掲げる 小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第1項第2号に掲げる 小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける

者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。

以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子

者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。

以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就

どもの数 _____」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

_____教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号又は第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19

学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)にあつては6人以上19

人以下、小規模保育事業C型（同令 第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号 に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号 に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

人以下、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号 _____ に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3～4 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員を _____ 超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3～4 略

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

(定員の遵守)

第48条 特定地域型保育事業者は、利用定員の定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第46条第5項に規定する便宜の提供への対

応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第

応、児童福祉法第24条第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第

2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対

2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対

象となる法第19条第1号に掲げる 小
小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付
認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者
を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第
3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30
条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基
準により算定した費用の額」と、同条第3項
中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第
4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、
「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び
食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに
掲げるものを除く。)に要する費用」と、同
条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」
とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第
2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに
該当する教育・保育給付認定子どもに対し特
定利用地域型保育を提供する場合には、法第
46条第1項に規定する地域型保育事業の認
可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定によ
り特定利用地域型保育を提供する場合には、
当該特定利用地域型保育に係る法第19条第
2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに
該当する教育・保育給付認定子どもの数及び
特定地域型保育事業所を現に利用している
同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに
該当する教育・保育給付認定子ども(前条第
1項の規定により特別利用地域型保育を提
供する場合にあっては、当該特別利用地域型

象となる法第19条第1項第1号に掲げる小
小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付
認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者
を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第
3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30
条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基
準により算定した費用の額」と、同条第3項
中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第
4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、
「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び
食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに
掲げるものを除く。)に要する費用」と、同
条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」
とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第
1項第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに
該当する教育・保育給付認定子どもに対し特
定利用地域型保育を提供する場合には、法第
46条第1項に規定する地域型保育事業の認
可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定によ
り特定利用地域型保育を提供する場合には、
当該特定利用地域型保育に係る法第19条第
1項第2号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに
該当する教育・保育給付認定子どもの数及び
特定地域型保育事業所を現に利用している
同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに
該当する教育・保育給付認定子ども(前条第
1項の規定により特別利用地域型保育を提
供する場合にあっては、当該特別利用地域型

保育の対象となる法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。))に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年8月7日

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、字句の整理をしようとするもの。

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年今治市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に 応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に 応じた保育を提供しなければならない。</p>

公営企業資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和4年度決算に係る公営企業の資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

1 公営企業資金不足比率 (単位 ٪)

特別会計の名称	令和4年度	経営健全化基準
今治市水道事業会計	—	20.0
今治市簡易水道事業会計	—	
今治市工業用水道事業会計	—	
今治市公共下水道事業会計	—	

※資金不足がない場合「—」と表記している。

2 提出書類

令和4年度 今治市公営企業資金不足比率審査意見書

「参 照」

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抜すい）

（資金不足比率の公表等）

第22条 公営企業を經營する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。